

新宿区みどりの推進審議会区民委員募集要項

1 みどりの推進審議会の役割と区民委員の仕事

みどりの推進審議会は、区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を、学識経験者、区民、みどりの保護と育成に関する団体の構成員からなる委員が調査審議する区長の附属機関です。

区民委員は、審議の際、今あるみどりを保護し、新しいみどりを育成することを前提に、各個人の見識や経験に基づいた意見を述べていただくなど、審議会運営上、大変重要な役割を担っています。

2 申込資格

新宿区に1年以上居住し、住民基本台帳に記録されている方（外国籍の方は、日本語での会議に参加できる方）で、令和3年（2021年）8月1日現在、満18歳以上の方。ただし、区又は東京都の職員並びに令和3年（2021年）8月1日現在新宿区の附属機関（審議会、委員会、協議会等）の委員である方又は当該委員になる見込みである方は除きます。

3 募集人員・任期

- ・ 2名
- ・ 任期 令和3年8月1日から令和5年7月31日まで 2年間

4 申込方法

別紙「申込書」に必要事項を記入し、裏面に下記の「テーマ」で800字程度の作文を記載の上、下記の提出先へ持参又は郵送してください。

（提出いただいた作文は返却しませんが、選定目的以外には使用しません。）

- 申込書：「新宿区みどりの推進審議会区民委員申込書」
- テーマ：「これからの新宿に必要なみどりづくり」

5 申込受付期間

令和3年5月17日（月）から6月11日（金）までに郵送かみどり公園課（区役所本庁舎7階）へお持ちください。（郵送の場合は必着）

6 選定及び通知

- ・ 1次選定 申込書及び作文にて選定します。
- ・ 2次選定 1次選定の結果、評価が一定の水準に達した方を面接にて選定します。
（7月9日（金）午後を予定。選定対象者には改めて郵送でお知らせします。）
- ・ 通 知 選定結果は申込者全員に郵送で通知します。

7 報 酬

一会議出席（年3～4回程度、平日に開催。概ね2時間程度）あたり1万円

8 申込書配布場所

みどり公園課で配布。区ホームページからもダウンロードできます。

9 提出先・問い合わせ先

新宿区みどり公園課みどりの係 〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
電話（5273）3924直通 担当者 宮田・齋藤
その他配慮が必要な方はご相談ください。